令和6年3月22日

美咲町議会議長 松 島 啓 様

| 阿山県で 美咲町長 青 野 高 陽光酸煮撲 | 脚気迎覧

次の議案を提出するから、議会において議決を経てください。

記

議案第 60号 美咲町公共下水道条例の一部を改正する条例 議案第 61号 令和5年度美咲町一般会計補正予算(第10号)

議案第60号

美咲町公共下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年3月22日

美咲町長 青 野 高 陽

美咲町公共下水道条例の一部を改正する条例

美咲町公共下水道条例(令和5年美咲町条例第38号)の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「が1人以上専属」を「として登録を受けた者を選任」に改める。 第10条第1項中「職務をさせるため」の次に「、管理者が定める技能等を有する 責任技術者の登録を受けている者のうちから」を加え、「専属させ」を「選任し」に改 め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任することを妨 げない。

第18条第1項第9号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第18条第1項第9号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及び下水道法施行令の一部を改正 する政令による標準下水道条例の改正に基づき、条例の一部を改正するもの。

令和5年度

美咲町歳入歳出補正予算書

岡山県久米郡美咲町

目 次

美 咲 町 一般 会 計

議案第 61 号

令和5年度 美 咲 町 一 般 会 計 補 正 予 算 (第10号)

令和5年度美咲町の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

上記の議案を提出する。

令和6年3月22日

美咲町長 青 野 高 陽

第 1 表 繰 越 明 許 費 補 正

1. 変更

(単位:千円)

款	項	事 業	名	補正前金額	補正後金額
6 農林水産業費	1 農 業 費	防災対策事業費 自然災	(害防止事業(農業施設)	75, 700	134, 990